

中野区立図書館則の一部改正について

図書館の利用者の利便性向上を図るとともに、円滑な図書館運営を行うため、中野区立図書館則を下記のとおり、一部改正する。

記

1. 改正概要

(1) 上映権付 DVD の貸出事業の開始

上映権付き（事業等で投影できる権利を有した）DVD を団体等に貸出を行うことで、地域活動団体への活動支援の拡充を目指していく。

※個人向けビデオテープや DVD は今後も継続し貸出を行っていく。

(2) 布の絵本の貸出数の制限について

布絵本とは、布で作られた絵本で破れづらく、障害のある子ども等に“さわる絵本”として、提供している。中野区では、令和4年1月より所蔵開始。多くの方に貸出や予約が行えるよう点数制限を設ける。

(3) 休館日の貸出日数の除外について

年末年始や特別図書整理日の休館日明けには返却が集中しており、これによる窓口の混雑の緩和等、利用者の利便性の向上のため、年末年始や特別図書整理日の日数は、貸出期間から除外する。

2. 新旧対照表

別紙のとおり

中野区立図書館則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (事業)</p>	<p>第1条 (略) (事業)</p>
<p>第2条 館は、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) 16ミリフィルム及び上映権付DVD(以下「視聴覚教材」という。)並びに16ミリ映写機、スクリーン等(以下「視聴覚機材」という。)の館外貸出し (4)~(8) (略)</p>	<p>第2条 館は、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) 16ミリフィルム及び上映権付ビデオテープ(以下「視聴覚教材」という。)並びに16ミリ映写機、スクリーン等(以下「視聴覚機材」という。)の館外貸出し (4)~(8) (略)</p>
<p>第3条 (略) (利用者の責務)</p>	<p>第3条 (略) (利用者の責務)</p>
<p>第4条 館を利用する者は、善良な注意を払って利用し、この規則及び指定管理者(委員会が館の管理及び運営を行うときは、委員会。次項第4号及び第5号、第3項、第6条第2項及び第4項、第7条第1項及び第7項並びに第9条から第11条までにおいて同じ。)の定める指示を守らなければならない。</p>	<p>第4条 館を利用する者は、善良な注意を払って利用し、この規則及び指定管理者(委員会が館の管理及び運営を行うときは、委員会。次項第4号、第3項、第6条第2項及び第4項、第7条第1項及び第6項並びに第9条から第11条までにおいて同じ。)の定める指示を守らなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第5条 (略) (個人貸出し)</p>	<p>第5条 (略) (個人貸出し)</p>
<p>第6条 (略) 2~5 (略)</p>	<p>第6条 (略) 2~5 (略)</p>
<p>6 第1項の館外貸出しをすることができる図書資料及び視聴覚資料の合計数は、全館で1人15点以内とし、そのうち布の絵本(図書資料のうち布で作成された絵本をいう。以下同じ。)及び視聴覚資料は、それぞれ5点以内とする。</p>	<p>6 第1項の館外貸出しをすることができる図書資料及び視聴覚資料の合計数は、全館で1人15点以内とし、そのうち視聴覚資料は5点以内とする。</p>
<p>7 第1項の館外貸出しの期間は、2週間以内(有料宅配サービス(別に指定する事業者が図書資料又は視聴覚資料を利用者の負担により運送するサービスをいう。)により貸し出す場合は、16日以内)とする。ただし、当該館外貸出しの期間中に次に掲げる日がある場合は、その日数を合計した日数は、当該館外貸出しの期間に算入しない。</p>	<p>7 第1項の館外貸出しの期間は、2週間以内(有料宅配サービス(別に指定する事業者が図書資料又は視聴覚資料を利用者の負担により運送するサービスをいう。)により貸し出す場合は、16日以内)とする。</p>
<p>(1) 1月1日から同月3日までの日 (2) 12月29日から同月31日までの日 (3) 条例別表に規定する特別図書整理日</p>	

改正案	現行
<p>8・9 (略)</p> <p>(個人貸出しの予約)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により予約をすることができる図書資料及び視聴覚資料の合計数は、全館で1人15点以内とし、そのうち<u>布の絵本及び視聴覚資料は、それぞれ5点以内とする。</u></p> <p>(図書資料の団体貸出し)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 団体に貸し出すことができる図書資料の点数は、1団体につき100点以内とし、<u>そのうち布の絵本は、5点以内とする。</u></p> <p>6 <u>第1項の館外貸出しの期間は、3月以内とする。</u></p> <p>7 指定管理者は、<u>第1項の館外貸出しを受けた団体の代表者に対し、当該館外貸出しに係る図書資料の利用状況について報告を求めることができる。</u></p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際この規則による改正前の中野区立図書館則の規定により館外貸出しを受けている同規則第2条第1号に規定する図書資料の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>8・9 (略)</p> <p>(個人貸出しの予約)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により予約をすることができる図書資料及び視聴覚資料の合計数は、全館で1人15点以内とし、そのうち視聴覚資料は5点以内とする。</p> <p>(図書資料の団体貸出し)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 団体に貸し出すことができる図書資料の冊数は、1団体につき100冊以内とし、<u>その貸出期間は、3月以内とする。</u></p> <p>6 指定管理者は、<u>団体貸出しを受けた団体の代表者に対し、当該貸出しに係る図書資料の利用状況について報告を求めることができる。</u></p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>